

改正 平成29年8月17日

(目的)

第1条 この規程は、東洋大学産官学連携活動における利益相反マネジメントポリシーに基づき、東洋大学（以下「本学」という。）の教職員等の利益相反を適正に管理し、教職員等の利益相反による不利益の防止を図ることにより、産官学連携に関与する教職員等がその能力を最大限に発揮できる環境を整備することを目的とする。

(利益相反マネジメントの対象者の範囲)

第2条 利益相反マネジメントの対象は、次に掲げる者（総称して「教職員等」という。）とする。

- (1) 本学の専任教職員
- (2) 本学の客員教授、客員研究員など本学から一定の身分を付与されている者
- (3) その他第5条に規定する委員会が指定する者

(利益相反マネジメントの対象)

第3条 利益相反マネジメントは、産官学連携活動を対象とする。

2 この規程において、「産官学連携活動」とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 教職員等が、学外に対して種々の社会貢献活動（企業への兼業、共同研究、受託研究等）を行う場合
- (2) 教職員等が、企業等から一定額以上の金銭（給与、謝金、原稿料等）若しくは株式等の経済的利益（公的機関から受けたものは含まない。）又は便益（物品、設備、人員等）の供与を得る場合
- (3) 教職員等が、前号の企業等から一定額以上の物品、サービス等を購入する場合
- (4) 教職員等が、大学院生、学生等を社会貢献活動（企業への兼業、共同研究、受託研究等）に従事させる場合
- (5) その他第5条に規定する委員会が対象とすることを定めた場合

(利益相反マネジメント統括責任者)

第4条 本学における利益相反マネジメントに関する事項を統括させるため、利益相反マネジメント統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

2 統括責任者は、理事長が指名する常勤の理事をもって充てる。

(委員会の設置)

第5条 利益相反を適正に管理するため、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の審議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反マネジメントに係る規程等の制定及び改廃に関する事項
- (2) 利益相反による弊害を抑えるための施策の策定に関する事項
- (3) 利益相反による弊害が懸念される個々のケースの検討、勧告等に関する事項
- (4) 利益相反マネジメントのための調査及び助言に関する事項
- (5) 利益相反に関する社会への情報公開に関する事項
- (6) その他本学の利益相反マネジメントに関する重要事項

2 前項第2号及び第3号に定める弊害とは、おおむね次のとおりである。

- (1) 本学教職員として果たすべき責務に支障が生じる
- (2) 利害関係先企業等への便宜を図る
- (3) 研究結果にバイアスが生じる

(組織)

第7条 委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 本学の専任教職員のうち統括責任者が指名する者若干名
 - (2) 本学の専任教職員以外の者で、利益相反に関する専門的知識又は高度な実務経験若しくは学識経験を有する者若干名
 - (3) その他委員会が必要と認めた者若干名
- 2 前項の委員は、理事長が任命する。
- 3 第1項各号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
(委員長)
- 第8条 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、統括責任者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。
(委員会の開催)
- 第9条 委員会は、原則として年2回開催する。ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。
(議事)
- 第10条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。
- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
(意見の聴取)
- 第11条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
(委員等の義務)
- 第12条 委員会の委員は、その任期中及び任期満了後において、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 2 前条の規定により委員会に出席を求められた者及び委員会の事務に携わる者は、前項の規定を準用する。
(利益相反マネジメントのための調査)
- 第13条 第6条第1項第4号の調査及び助言は、次に掲げる方法により実施する。
- (1) 利益相反マネジメント自己申告書の提出
 - (2) 聞き取り調査
 - (3) 各種事前相談
 - (4) モニタリング
 - (5) その他
- 2 前項各号による調査の実施手続きは、委員会が決定する。
- 3 教職員等は、第1項に定める調査及び助言に対し、誠実に対応しなければならない。
(審議、勧告、決定等の手続)
- 第14条 委員会は、前条の規定により実施した調査に基づく審議の結果、必要と認められる場合は、関係する教職員等に対して利益相反に関する勧告等を行う。
- 2 委員会は、審議の結果及び勧告等の内容について、理事長及び学長に報告し、関係する教職員等に速やかに通知する。
- 3 当該教職員等は、委員会の勧告等に不服がある場合は、申し出により委員会に再度審議を求めることができる。この場合において、不服の申し出があったときは、委員会は再度審議を行い、理事長が最終決定を行う。
- 4 前項により、理事長の決定が下された場合、当該教職員は、正当な事由がない限り再審議を求めることはできない。
- 5 教職員等は、勧告等を受けた場合には、これを遵守しなければならない。
- 6 委員会は、勧告等を行った場合、当該教職員等の勧告等に対する遵守状況を確認する。
- 7 委員会が承認した産官学連携活動を行った教職員等については、その活動に関する学外からの利益相反の指摘に対して委員会が対応する。
(利益相反マネジメント自己申告書等の保存)
- 第15条 委員会は、提出された利益相反マネジメント自己申告書等を秘密書類として管理及び保存する。

(研修の実施)

第16条 委員会は、利益相反マネジメントの対象となり得る者を中心として教職員等に対し、定期的に研修会を開催する。

(学外への情報公開)

第17条 委員会は、本学の利益相反に関する情報を必要な範囲で学外に公表することにより社会に対する説明責任を果たす。

2 委員会は、学外への情報公開に当たって、個人情報の保護に留意する。

(事務局)

第18条 委員会の事務局は、関係部局の協力を得て、研究推進部産官学連携推進課が担当する。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

(改正)

第20条 この規程の改正は、常務理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成27年8月24日から施行する。

附 則 (平成29年規程第206号)

この規程は、平成29年8月17日から施行する。